



大 監 発 第 2 7 号

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

東大和市長 尾崎 保夫 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 床鍋 義博

平成 2 9 年度定期監査（環境部）結果の報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり報告を提出します。

この監査結果報告を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により通知願います。

平成29年度定期監査（環境部）結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の期間

平成29年9月1日（金）から平成29年11月27日（月）

第3 監査の対象

環境部の平成29年4月1日から8月31日までに執行された、財務等に関する事務の
執行

第4 監査の着眼点

別紙1のとおり

第5 監査の方法

財務等に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正かつ合理的、効率的に行われて
いるかを主眼に、関係書類を試査、精査するとともに、職員から説明聴取を実施した。

第6 監査対象部局等の概要

1 職員配置状況

課名	課長	係長	係員	再任用	嘱託員	臨時職員	合計
環境部	2	4	13	2	0	8	29
環境課	1	3	8	2	0	4	18
ごみ対策課	1	1	5	0	0	4	11

2 事務分掌

環境課

環境公害係

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境保全審議会に関すること。
- (3) 公害対策に関すること。
- (4) 工場等の認可及び届出に関すること。
- (5) 害虫、野生動物及びペットの相談に関すること。
- (6) その他環境及び公害に関すること。
- (7) 狂犬病の予防に関すること。
- (8) 課内の庶務に関すること。
- (9) 部内の庶務及び調整に関すること。

緑化推進係

- (1) 公園及び緑地の設置及び維持管理に関すること。
- (2) こども広場の計画、設置及び維持管理に関すること。
- (3) 緑化推進に関すること。
- (4) 緑地保護地区、保存樹木等に関すること。
- (5) 野火止用水に関すること。
- (6) 公園及び緑地の予定地の管理に関すること。
- (7) 墓地等の経営の許可等に関すること。

ごみ対策課

ごみ減量係

- (1) 廃棄物減量及びリサイクル施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (4) 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可、指導及び監督に関すること。
- (6) 浄化槽に関すること。
- (7) 資源回収団体の補助及び連絡調整に関すること。
- (8) 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員に関すること。
- (9) 湖南衛生組合、小平・村山・大和衛生組合及び東京たま広域資源循環組合に関すること。
- (10) 課内の庶務に関すること。

第7 監査の結果

環境部の監査を実施した結果、監査対象事項について、適正に執行されていると認められた。

なお、当該対象事項に関し改善等の必要が認められる事項について、以下に意見として要望する。

1 公園の管理について

公園施設の管理状況について、国土交通省が都市公園の安全確保に関して配慮すべき事項をまとめた「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」を参考とし確認を行ったところ、日常点検の実施や遊具等の更新など事故を未然に防ぐ対策が講じられ、適切に管理されていることが確認できた。

今後は、点検不備や危険箇所等の見過ごしを防ぐためにも、指針に示されている点検記録書及び遊具履歴書の作成を望む。

また、現在作成している点検マニュアルについては、今年度内の完成を要望する。（環境課）

2 飼い主のいない猫を管理する活動について

本活動は、動物の愛護及び管理に関する法律及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例の趣旨に則り、飼い主のいない猫の繁殖を抑制することを目的とし、現在は各個人での活動により実施されている。

なお、他市では市民団体と市が協働で本活動に取り組んでいる事例も見受けられるところである。

市民の活動の輪を広げ本活動の成果をより一層あげるため、今後は、市における市民団体発足に向けた積極的な働きかけを要望する。（環境課）

3 3市共同資源物処理施設について

3市共同資源物処理施設の建設に関し、3市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民との相互の理解を図るとともに地域の良好な環境の維持、向上を図るため、平成26年2月に施設整備地域連絡協議会が設置された。

これまで40回を超える協議が重ねられてきたが、本年11月11日に解散となっている。

今後は、3市共同資源物処理施設の運営にあたり、改めて周辺地域の住民の要望や意見を吸い上げる場の設置が必要と考えるため、市から組合に対する働きかけを要望する。

（ごみ対策課）

4 廃棄物排出抑制に関する継続的な支援について

東大和市一般廃棄物処理基本計画では、目標の1つとして「市民一人1日あたりの廃棄物排出量は、700g以下を目指す」としている。

市では、目標達成の取組の1つとして、コンポスターの無償貸出及び生ごみたい肥化容器等購入費の補助を行っているが、コンポスターの無償貸出の件数は、平成27年度が大小合わせて42基、平成28年度は16基と減少していた。

今後も、廃棄物の排出抑制をより進めていくため、コンポスターの無償貸出等について市の積極的な周知を要望する。 （ごみ対策課）